

別添

2 高漁港第95号  
令和2年6月11日

各土木事務所長 様

水産振興部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における建設工事等の対応について（通知）

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、高知県水産振興部が発注する建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応について」（令和2年4月10日付け2高漁港第23号水産振興部長通知、以下「4月10日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があります、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の建設工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4月10日付け通知の「2. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切な対応をお願いします。

また、施工中の建設工事等における一時中止措置等につきましては、4月10日付け通知「1. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や

学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

(問い合わせ先)

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL : 088-821-4615